

令和 7 年厚木市教育委員会 3 月定例会日程

日時 令和 7 年 3 月 18 日 (火)

午後 2 時から

場所 第二庁舎 4 階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程 1 議案第 12 号 厚木市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について

【学校施設課】

日程 2 議案第 13 号 厚木市久保奨学金（令和 7 年度高校等修学奨学金（第 9 期生・第 10 期生））の支給決定について

【教育総務課】

4 報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について（厚木市久保奨学金（令和 6 年度高校等修学奨学金（第 9 期生））の支給決定の変更について）

【教育総務課】（資料 1）

(2) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）

【教育指導課】（資料 2）

(3) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）

【教育指導課】（資料 3）

(4) 令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

【教育指導課】（資料 4）

(5) 厚木市立小・中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について

【教職員課】（資料 5）

(6) 令和 7 年度教育指導の重点と教職員の研修方針について

【教育指導課・教育研究所・青少年教育相談センター】（資料 6）

5 閉会

令和7年3月定例教育委員会教育長報告

令和7年2月15日（土）に開催されました2月定例会以後の主な行事等13件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 2月18日（火） 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室
厚木市教育振興基本計画審議会委員 委嘱状交付式
○委嘱委員数 7人
- 2 2月19日（水） 神奈川県厚木合同庁舎1号館 2階 応接会議室
令和6年度第3回県央教育事務所管内教育長会議
- 3 2月23日（日） 厚木市立玉川公民館ほか
令和6年度公民館まつり
○訪問地区 2地区（厚木北、玉川）
○来館者数 玉川公民館 約1,300人（1日のみ）
- 4 3月 2日（日） 厚木市立依知南公民館ほか
令和6年度公民館まつり
○訪問地区 6地区（依知南、睦合南、荻野、小鮎、南毛利、相川）
○来館者数 依知南公民館 約3,300人（2日間）
睦合南公民館 約780人（2日間）
荻野公民館 上荻野分館 約380人（1日のみ）
小鮎公民館 約1,300人（2日間）
南毛利公民館 約3,000人（2日間）
相川公民館 約1,900人（2日間） 合計 約10,660人
- 5 3月 6日（木） 厚木市教育支援教室 なかま教室
令和6年度厚木市教育支援教室卒業の会
- 6 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和6年度厚木市教育委員会表彰式
○教育委員会感謝状被贈呈者数 個人 5人、団体 11団体
○教育長感謝状被贈呈者数 個人 1人、団体 3団体
- 7 3月 7日（金） 厚木市立森の里公民館 体育室
森の里小学校4年生 はまぎん環境教育プログラム成果発表会
○来場者数 約90人（児童保護者、関係企業・団体）

- 8 同 日 (3月7日) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
高齢者叙勲伝達式
- 9 3月12日 (火) 厚木市立相川中学校 体育館
令和6年度卒業証書授与式
- 10 3月13日 (木) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰 受賞報告
○訪問者 鳶尾小学校PTA会長、副会長、校長
林中学校PTA副会長2人、校長
- 11 3月14日 (金) 厚木市立依知南小学校
仮設校舎視察
- 12 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和6年度教育実践奨励賞贈呈式
○出席者 令和6年度教育実践記録集 第51集 執筆者12人
- 13 令和7年厚木市議会第2回会議 (2月定例会議)
- ① 会議期間
2月20日 (木) から3月18日 (火) まで (27日間)
- ② 一般質問 (2月28日 (金) から3月4日 (火) まで)
21人の議員から質問があり、うち教育委員会関係は9人でした。
- 田口孝男 議員
- (1) 教育行政について
- ア インターナショナルセーフスクールについて
- (ア) 認証に向けた取組状況は。
- (イ) 今後の方向性は。
- 渡辺貞雄 議員
- (1) 教育行政について
- ア 市立小・中学校の適正規模・適正配置について
- (ア) 今後の取組とスケジュールは。
- (イ) 学校統廃合に向けた検討組織の設置状況は。
- (ウ) 統廃合後、どのような学校像を目指すのか。
- 松田則康 議員
- (1) 教育行政について
- ア 学校給食について
- (ア) 給食費無償化ができたが、効果と課題は。
- (イ) 地産地消の実態はどうか。

○寺岡まゆみ 議員

(1) 市政一般について

ア 子ども食堂について

(イ) 児童に食事作りの提供を行う団体に、夏休み等の小学校を提供してはいかがか。

○津森英里花 議員

(1) 教育行政について

ア 学用品の再利用について

(イ) 現状と課題は。

イ 教員の働きやすい環境づくりについて

(イ) 現状と課題は。

(イ) 今後の取組は。

○高橋伸也 議員

(1) 教育行政について

ア 本市における児童・生徒の健康について

(イ) 現状と課題は。

○高田浩 議員

(1) 学校運営について

ア 課題について

(イ) 見解を問う。

○望月真実 議員

(1) 教育行政について

ア 受験について

(イ) ヤングケアラーや不登校など、支援が必要な児童・生徒への支援体制は。

○名切文梨 議員

(1) 教育行政について

ア フリースクールについて

(イ) 現状と課題は。

(イ) 対応策は。

③ 総務企画常任委員会（3月6日（木））

○議案第2号 工事請負契約の締結について

【可決すべきもの】

○議案第19号 厚木市公文書等の管理に関する条例について

【可決すべきもの】

○議案第21号 厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例について

【可決すべきもの】

④ 環境教育分科会（3月10日（月））

○議案第3号 動産の取得について

【可決すべきもの】

⑤ 予算決算常任委員会 環境教育分科会（3月10日（月））

○議案第12号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第8号）

○議案第33号 令和7年度厚木市一般会計予算

○議案第38号 令和7年度厚木市学校給食事業特別会計予算

⑥ 予算決算常任委員会（3月17日（月））

- 議案第12号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第8号） 【可決すべきもの】
- 議案第33号 令和7年度厚木市一般会計予算 【可決すべきもの】
- 議案第38号 令和7年度厚木市学校給食事業特別会計予算 【可決すべきもの】

⑦ 本会議（3月18日（火））

- 議案第2号 工事請負契約の締結について 【可決】
- 議案第3号 動産の取得について 【可決】
- 議案第12号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第8号） 【可決】
- 議案第19号 厚木市公文書等の管理に関する条例について 【可決】
- 議案第21号 厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例について 【可決】
- 議案第33号 令和7年度厚木市一般会計予算 【可決】
- 議案第38号 令和7年度厚木市学校給食事業特別会計予算 【可決】

議案第12号

厚木市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について

厚木市立学校施設使用条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月18日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、使用料の減免除外に冷暖房設備を追加するため、本規則の一部を改正する。

厚木市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

厚木市立学校施設使用条例施行規則（昭和63年厚木市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「夜間照明施設」の次に「又は冷暖房設備」を加える。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(使用料の減免) 第6条 条例第4条第3項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める率により行う。 (1)及び(2) 略 (3) 市内の団体が社会教育活動を行うために使用する場合 100分の100(夜間照明施設又は冷暖房設備を使用する場合の当該加算使用料は除く。) (4) 略 2及び3 略	(使用料の減免) 第6条 条例第4条第3項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める率により行う。 (1)及び(2) 略 (3) 市内の団体が社会教育活動を行うために使用する場合 100分の100(夜間照明施設を使用する場合の当該加算使用料は除く。) (4) 略 2及び3 略

**議案第 13 号については、
非公開案件となります。**

**報告事項 1 から 3 については、
非公開案件となります。**

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

1 調査結果

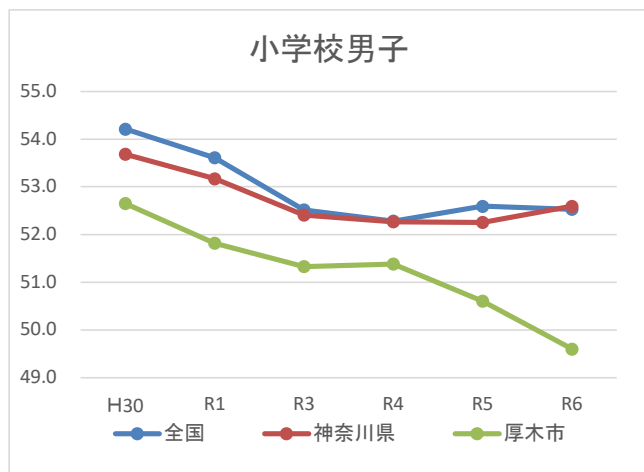
(1) 体力・運動能力

【体力合計点 80点満点】(10点×8種目=80点)

(単位: 点)

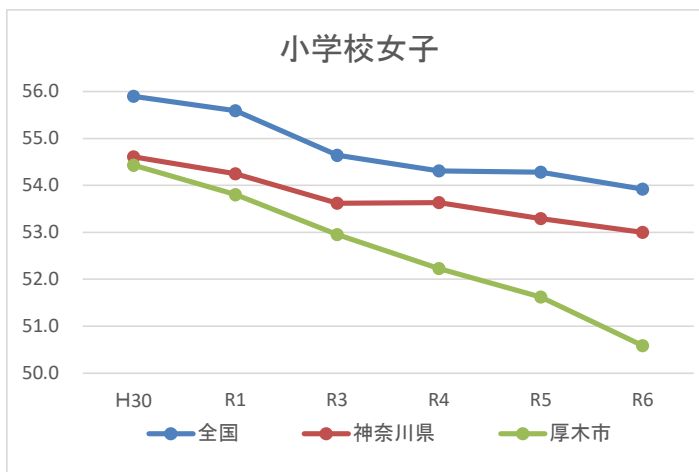
小学校男子

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	54.2	53.6	52.5	52.3	52.6	52.5
県	53.7	53.2	52.4	52.3	52.3	52.6
厚木市	52.7	51.8	51.3	51.4	50.6	49.6



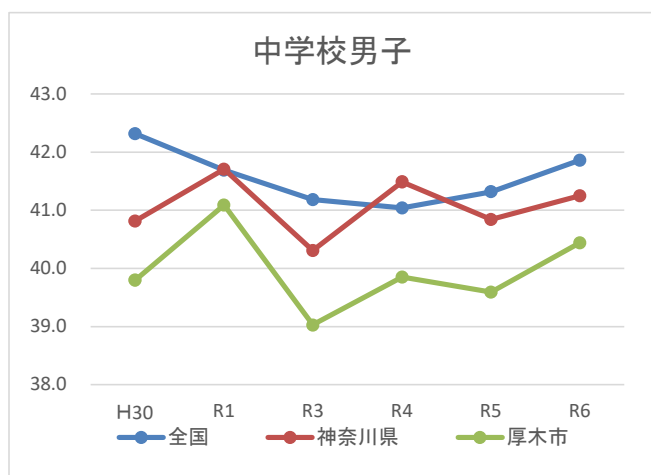
小学校女子

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	55.9	55.6	54.6	54.3	54.3	53.9
県	54.6	54.3	53.6	53.6	53.3	53.0
厚木市	54.4	53.8	53.0	52.2	51.6	50.6



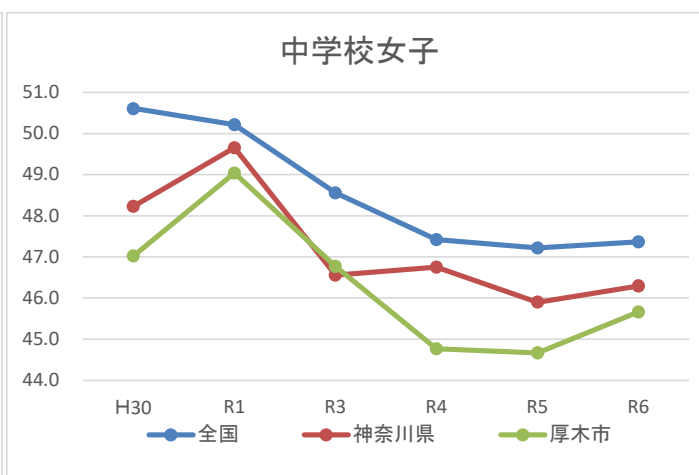
中学校男子

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	42.3	41.7	41.2	41.0	41.3	41.9
県	40.8	41.7	40.3	41.5	40.8	41.3
厚木市	39.8	41.1	39.0	39.9	39.6	40.4



中学校女子

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	50.6	50.2	48.6	47.4	47.2	47.4
県	48.2	49.7	46.6	46.8	45.9	46.3
厚木市	47.0	49.0	46.8	44.8	44.7	45.7



※R2は調査中止のためデータなし

【種目】

種目(8種類) ※中学のみシャトルランと持久走を選択できる		小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
握力(kg)	全国	16.0	15.8	29.0	23.2
	県	16.6	16.0	28.6	23.0
	厚木市	15.97【49.9】	15.53【49.4】	28.24【49.0】	22.87【49.3】
上体起こし(回)	全国	19.2	18.2	25.9	21.6
	県	19.4	18.2	25.8	21.2
	厚木市	18.7【49.2】	18.28【50.2】	24.97【48.5】	20.8【48.7】
長座体前屈(cm)	全国	33.8	38.2	44.5	46.5
	県	35.3	39.3	44.9	46.4
	厚木市	33.35【49.5】	37.92【49.7】	46.03【51.4】	46.42【50.0】
反復横跳び(点)	全国	40.7	38.7	51.5	45.7
	県	39.1	36.4	49.7	43.9
	厚木市	37.74【46.5】	34.74【44.7】	48.87【47.2】	42.84【46.4】
持久走(秒) 男子1,500m・女子1,000m ※	全国			410.7	309.0
	県			410.5	318.0
	厚木市			428.8【47.5】	347.59【42.6】
20mシャトルラン(回)	全国	46.9	36.6	79.0	50.7
	県	44.9	33.3	77.9	49.2
	厚木市	37.78【45.7】	27.65【44.4】	78.94【50.0】	49.31【49.3】
50m走(秒)	全国	9.50	9.77	7.99	8.96
	県	9.46	9.76	7.98	8.95
	厚木市	9.68【48.4】	9.9【48.6】	7.99【50.0】	8.95【50.1】
立ち幅跳び(cm)	全国	150.4	143.1	197.2	166.3
	県	148.6	140.0	195.4	163.4
	厚木市	144.56【47.5】	134.61【46.1】	192.7【48.6】	160.98【48.1】
(小)ソフトボール投げ(m) (中)ハンドボール投げ(m)	全国	20.8	13.2	20.6	12.4
	県	20.3	12.9	20.5	12.2
	厚木市	19.14【48.1】	12.69【49.0】	19.79【48.8】	12.06【49.2】

※中学校の持久走・シャトルラン実施状況:持久走1校、シャトルラン12校

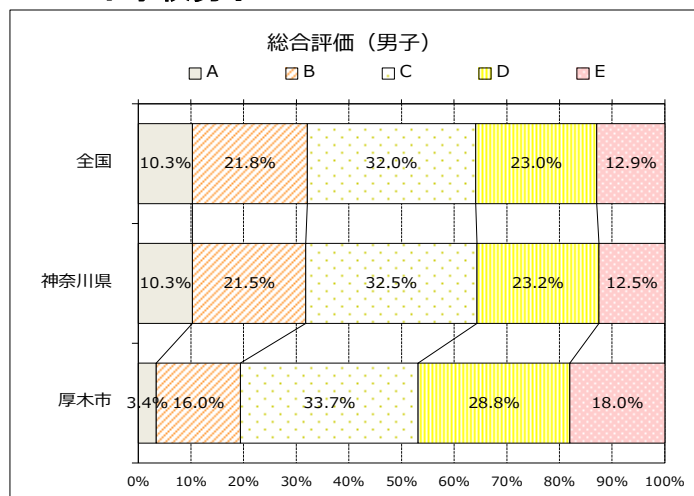
※ 【】はT得点(全体の平均値を50とし、標準偏差が10になるように修正し数値化したもの)

※ は、全国平均を上回っている項目

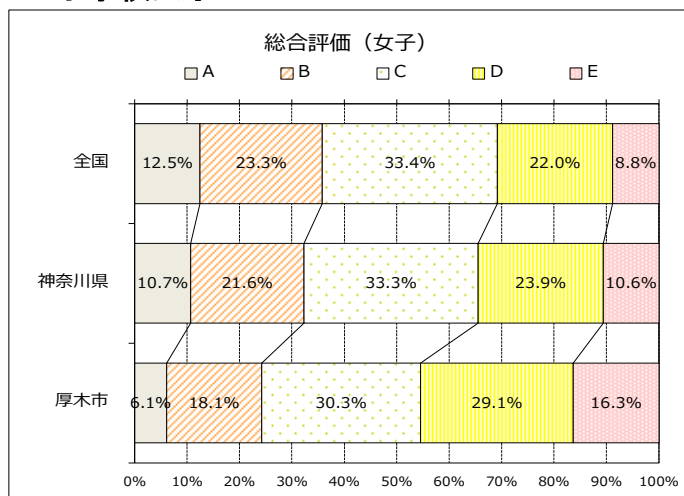
※ は、全国平均より偏差値において4ポイント以上を下回り、課題と考える項目

【総合評価】

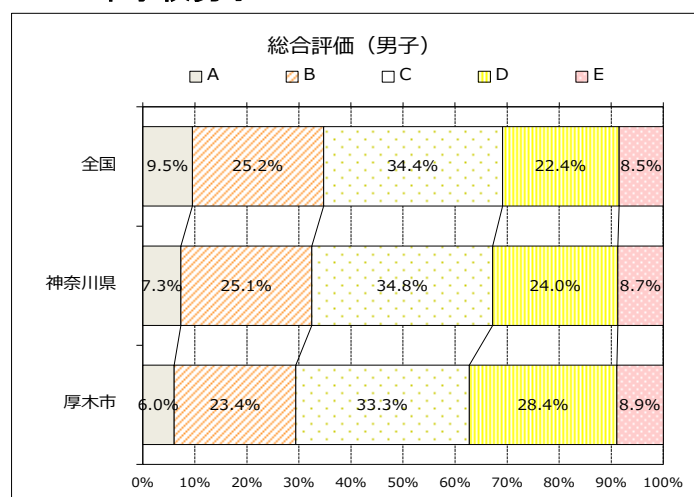
小学校男子



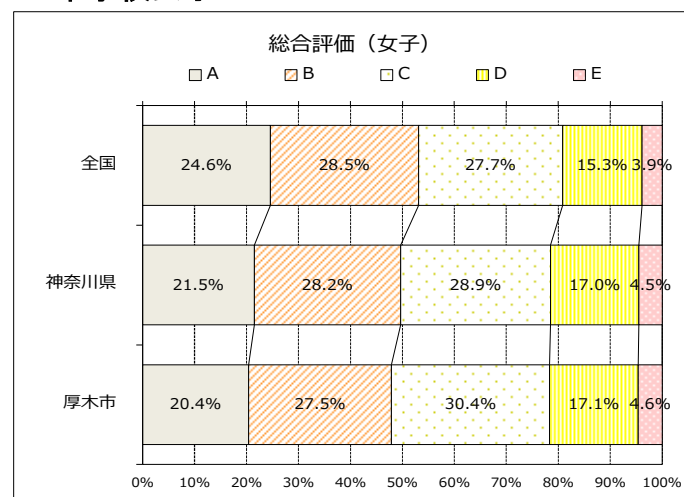
小学校女子



中学校男子



中学校女子



※8種目の体力テストをすべて実施した場合、体力テスト合計得点の良い方からA～Eの5段階で評定した体力の総合評価

(単位: %)

(2) 運動習慣等

質問項目		小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
①運動が好き (好きと答えた率)	全国	73.0	54.8	65.5	43.2
	県	73.8	55.4	66.2	43.8
	厚木市	70.9	52.0	64.4	37.9
②体育(保健体育)の授業 は楽しい (楽しいと答えた率)	全国	75.0	59.5	57.4	39.5
	県	75.1	58.8	57.2	36.8
	厚木市	73.0	59.0	57.0	34.3
③中学校に進んだら(中学 を卒業しても)自主的に運動 する時間を持ちたい (思うと答えた率)	全国	66.7	54.7	60.2	39.6
	県	67.0	54.8	59.7	38.7
	厚木市	64.9	52.3	57.2	33.9
④朝食を毎日食べている (毎日食べると答えた率)	全国	81.3	79.5	81.6	74.4
	県	80.8	79.2	80.6	72.5
	厚木市	76.0	74.6	78.0	66.8
⑤毎日の睡眠時間 (8時間以上の率)	全国	69.4	71.7	36.3	27.4
	県	70.6	73.4	34.2	26.6
	厚木市	66.2	71.2	33.8	26.6
⑥平日における学習以外の スクリーンタイム (3時間以上の率)	全国	44.4	38.8	50.1	49.2
	県	48.3	42.2	54.4	53.8
	厚木市	51.8	46.6	50.5	51.4

※ は、全国平均を上回っているまたは同等項目※ は、全国平均より3ポイント以上を下回り、課題と考える項目①どんなときに体育の授業が楽しいと感じるか。(児童・生徒質問紙) *「楽しい」の回答
どのようなときに授業が楽しいと感じていると思うか。(学校質問紙) *「思う」の回答

(単位: %)

回答	小5男子	小5女子	小学校	中2男子	中2女子	中学校
ア、体を動かしてすっきりした気分になったとき	66.6	56.6	65.2	71.1	55.2	69.2
イ、いろんな種目を体験したとき	63.2	51.3	52.2	57.3	35.5	38.4
ウ、できなかったことができるようになったとき	79.6	83.1	91.3	78.6	71.5	92.3
エ、記録に挑戦したり、記録があがったり、競い合ったりしたとき	71.8	60.4	73.9	66.2	48.1	69.2
オ、友達と交流したり、協力できたとき	70.9	72.3	60.9	72.5	64.4	69.2

※ は、児童・生徒質問紙と学校質問紙との回答に開きがあると考えられる項目

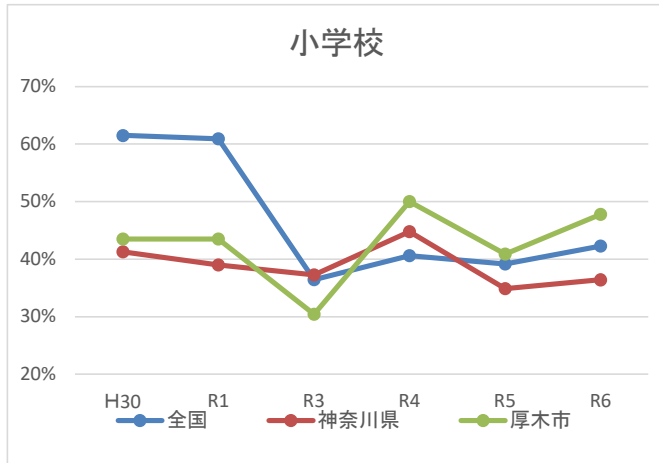
(3)学校の取組

① 体育(保健体育)の授業で児童・生徒同士が助け合い、役割を果たす活動 (いつも取り入れていると回答した割合)

(単位: %)

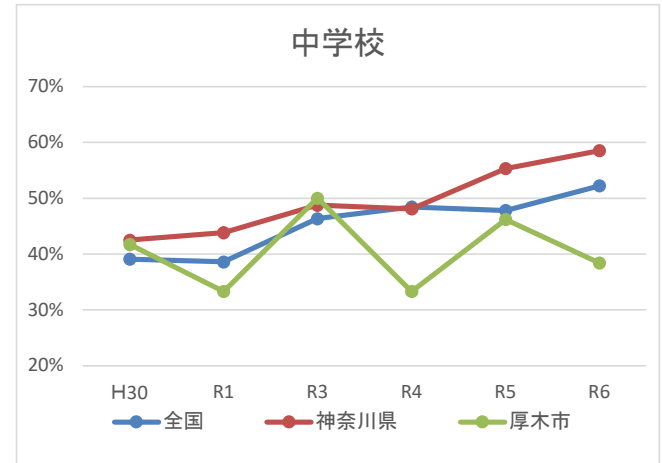
小学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	61.5	60.9	36.5	40.6	39.2	42.3
県	41.3	39.0	37.3	44.8	34.9	36.4
厚木市	43.5	43.5	30.4	50.0	40.9	47.8



中学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	39.1	38.6	46.3	48.4	47.8	52.2
県	42.5	43.8	48.7	48.1	55.3	58.5
厚木市	41.7	33.3	50.0	33.3	46.2	38.4

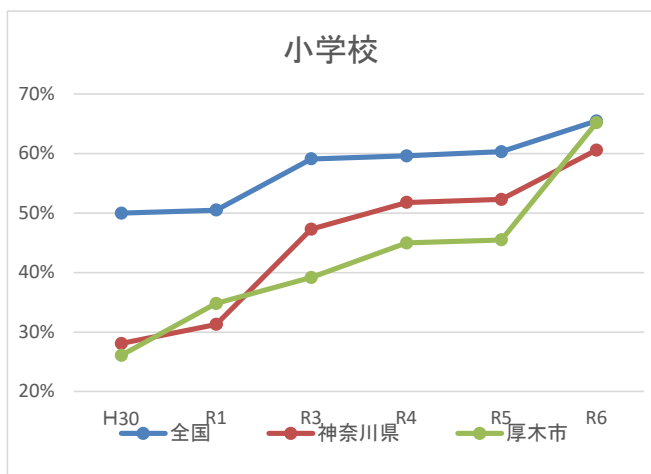


② 体育(保健体育)の授業で児童・生徒同士が話し合う活動 (すべての学年で取り入れていると回答した割合)

(単位: %)

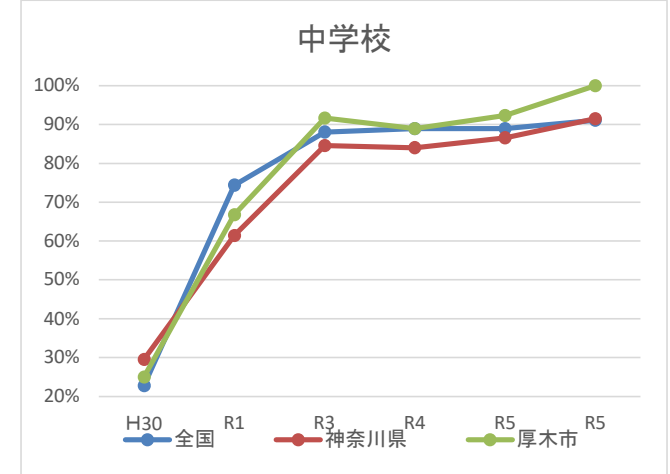
小学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	50.0	50.5	59.1	59.6	60.3	65.5
県	28.1	31.3	47.3	51.8	52.3	60.6
厚木市	26.1	34.8	39.1	45.0	45.5	65.2



中学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	22.8	74.4	88.1	88.9	88.9	91.1
県	29.5	61.4	84.6	84.0	86.6	91.5
厚木市	25.0	66.7	91.7	88.9	92.3	100.0



※R2は調査中止のためデータなし

③ 学校全体の体力・運動能力向上の目標設定(していると答えた率)

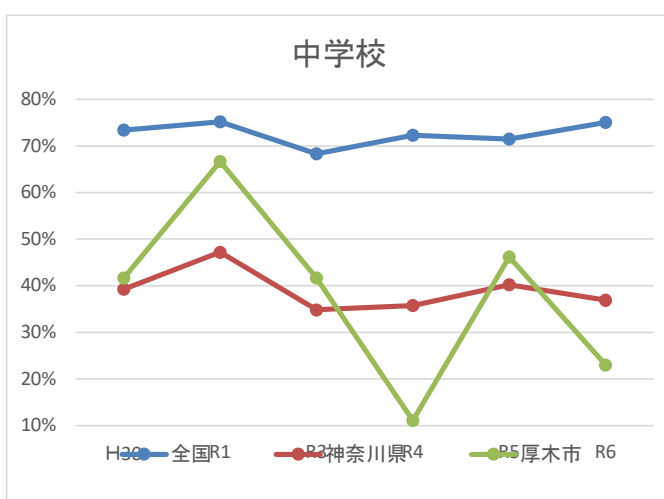
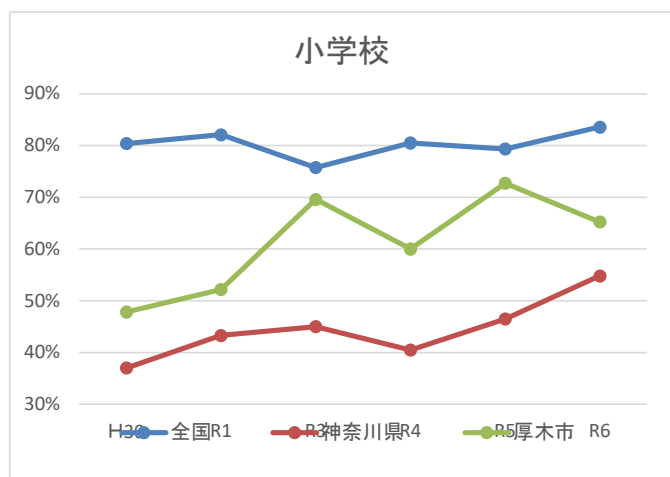
(単位: %)

小学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	80.4	82.1	75.8	80.5	79.3	83.6
県	37.0	43.3	45.0	40.5	46.5	54.8
厚木市	47.8	52.2	69.6	60.0	72.7	65.2

中学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	73.4	75.2	68.3	72.3	71.5	75.1
県	39.3	47.2	34.9	35.8	40.2	36.9
厚木市	41.7	66.7	41.7	11.1	46.2	23.0



④ 体育(保健体育)授業以外での、体力・運動能力の向上に係る取組 (すべての児童・生徒に取り入れていると答えた率)

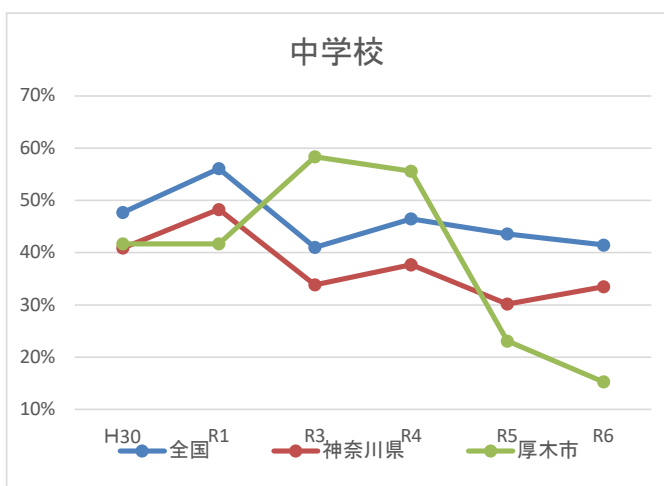
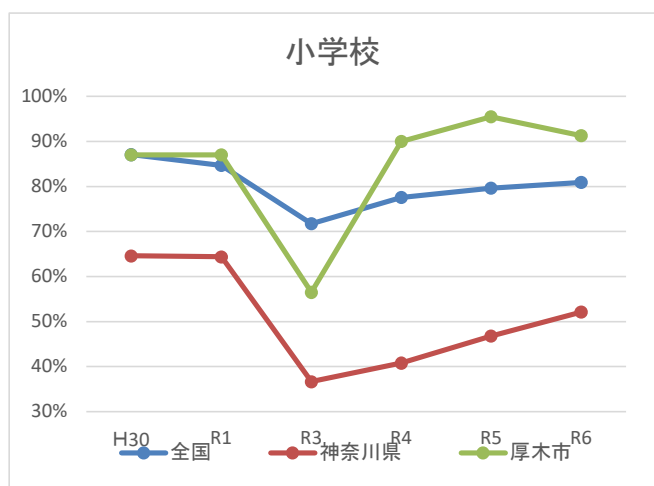
(単位: %)

小学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	87.1	84.7	71.7	77.6	79.6	80.9
県	64.6	64.4	36.7	40.8	46.8	52.1
厚木市	87.0	87.0	56.5	90.0	95.5	91.3

中学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	47.7	56.1	41.0	46.5	43.6	41.5
県	40.9	48.3	33.9	37.7	30.2	33.5
厚木市	41.7	41.7	58.3	55.6	23.1	15.3



※R2は調査中止のためデータなし

⑤ 授業の目標を児童・生徒に示す活動(いつも取り入れていると答えた率)

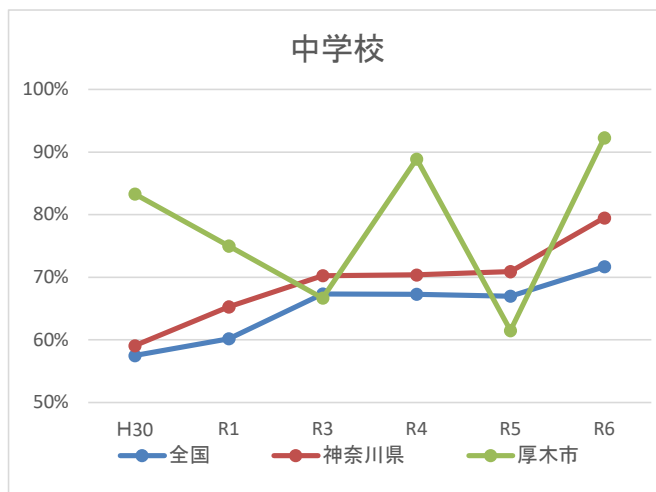
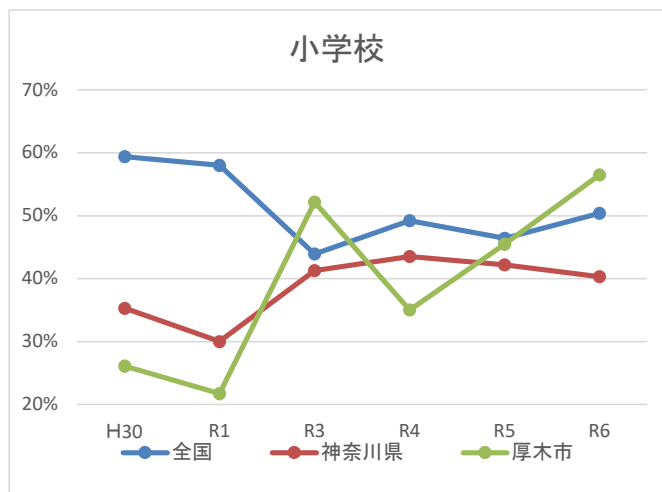
(単位: %)

小学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	59.4	58.0	43.9	49.2	46.4	50.4
県	35.3	30.0	41.3	43.5	42.2	40.3
厚木市	26.1	21.7	52.2	35.0	45.5	56.5

中学校

	H30	R1	R3	R4	R5	R6
全国	57.5	60.2	67.4	67.3	67.0	71.7
県	59.1	65.3	70.3	70.4	70.9	79.5
厚木市	83.3	75.0	66.7	88.9	61.5	92.3



※R2は調査中止のためデータなし

2 今年度の成果と今後の課題について

教育委員会では、令和4年度から引き続き、令和6年度も各学校の結果を中学校区ごとにまとめた資料や全国・県・厚木市の平均を示した掲示物、各種目のポイントを示した掲示物等を作成し、中学校区単位での検討や授業においての目標設定に活用できるよう発信しました。また、GIGAスクール端末を活用し、教員向けにクラスルームを立ち上げ、各種目で有効に活用できる補助運動などの例や、体力テストの経年変化を記録できるソフトをクラウド内に提示しました。

その結果、「児童・生徒同士が話し合う活動」や「授業の目標を児童・生徒に示す活動」について、前年度に比べて小・中学校共に改善がみられたと捉えており、今後も取組を継続してまいります。

今後の課題としては、実態を踏まえた授業改善、生活習慣、学校全体で取り組む意識の醸成の改善の3点であると考えております。

実態を踏まえた授業改善に関しては、先に示した本市における結果や状況、どのようなときに授業が楽しいと感じているか、児童・生徒の捉えと教員の捉えに差がある可能性等を考え、各学校の児童・生徒の実態を踏まえた授業改善が重要であると考えます。

生活習慣の改善に関しては、「朝食の喫食率」「毎日の睡眠時間」については全国より低く、「平日のスクリーンタイム」は全国を上回っているといった課題が見られますが、それらの改善に向けては、家庭の理解と協力を得ることが重要と考えます。そのためには、全国学力・学習状況調査の結果やその分析を経た課題等について、学校から家庭にも情報を伝えているように、本調査の結果についても、家庭に向けて発信することで、課題意識を家庭と学校が共有するなどの取組が必要だと考えます。

学校全体で取り組む意識の醸成に関しては、中学校において体育科の教員だけで取り組むのではなく、学校全体で体力・運動能力向上の意識を持つことが必要であると考えます。また、小・中学校共に生活習慣の改善も含め、生涯にわたる健康の保持増進や、豊かなスポーツライフの実現を目指し、全職員が様々な場面で意識し取り組んでいくことが重要であると考えます。

「体育・保健体育の授業に関する教材・教具及び資料等の提供」について
Google Classroom「体育ルーム・保健体育ルーム」に掲載

●小学校

クラスコード 「l l h y b 7 c」(エル・エル・アイ・エイチ・ワイ・ビー・7・シー)

●中学校

クラスコード 「d 3 g u 7 g 3」(ディー・3・ジー・ユー・7・ジー・3)

<参考①> 新体力テスト 記録カード 小1～小6
神奈川県教育委員会HP参照（一部抜粋）



～ 新体力テストを終えて ～

☆自分の記録をレーダーチャートに記入して、自分の体力のバランスについて見てみよう！
※ 雨点表は中央ページにあります。

【参考】令和3年度 神奈川県6年生の新体力テスト平均値（令和3年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査結果より）

項目	男子	女子
握力	19kg	15kg
上体起こし	21回	19回
長座体前屈	36cm	41cm
反復横とび	52回	90回
50m走	9.0秒	16.2秒
20mシャトルラン	24回	38回

☆新体力テストを終えて…（これからの生活でがんばろうとおもって、レーダーチャートを見て など）

【新体力テストに挑戦した記録に協力してくれた方（保護者の方・ごきょうだい・お友達・先生など）】
☆これからの生活に向けて、アドバイスやエールをお願いします！

印刷・発行
神奈川県教育委員会保健体育課
電話 046-210-6512

握 力

筋力（筋肉が出す力強さ）を測る種目です

【取り組むときのポイント】
親指にもしっかりと力を入れて、5本の指全部でギュッとにぎると、自分の全力を発揮した記録が出せるぞ。

	右	kg	kg	得 点
左		kg	kg	
平均			kg	

☆目指す記録はどれくらいかな？ 表の記録に○をつけてね！
左右それぞれのよい方の記録（kg未満は切り捨て）の平均（kg未満は四捨五入）が記録になります。

点数	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点
男子	4	5	7	9	11	14	17	20	23	26
女子	3	4	7	9	11	13	16	19	22	25

【お家などで挑戦できる運動】
テーブルなどに置いた1枚の新聞紙を、片手のにぎる力だけで丸める運動をしよう。
かかった時間を計って、記録してみよう！

【体力が高まる運動遊び】
「のぼり棒」や「雲てい」など、登ったり、ぶら下がったりする遊びを楽しくと、握力が高まるぞ。

<参考②>ポイントカード（一部抜粋）
神奈川県教育委員会HP参照（一部抜粋）



はんぷくよこ
反復横とび

「反復横とび」は、素早く動く力を測定します。
20秒間休まずに続けて、できるだけ多く行う
ことで、全力を発揮しましょう!!

2回測定

1回測定した後、少し休んでから2回目の測定をしましょう。

4 反復横とび (⑩/8)

じぶん もくひょう た
自分の目標を立てよう

点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男子	17 点以下	18 点以上	22 点以上	26 点以上	30 点以上	34 点以上	38 点以上	42 点以上	46 点以上	50 点以上
女子	16 点以下	17 点以上	21 点以上	25 点以上	28 点以上	32 点以上	36 点以上	40 点以上	43 点以上	47 点以上

※ 小学生対象の得点表です。

4 反復横とび (⑩/8)

ぜんりょくはっし
全力発揮のポイント②

の せん む
あしを伸ばして線を踏む!!
(あまり動かず、すぐ中心の線に戻るように!)

4 反復横とび (⑩/8)

はんぷくよこ へいきんち
反復横とびの平均値
[全国・神奈川県 (令和5年度) の平均値]

	男 子		女 子	
	全 国	神奈川県	全 国	神奈川県
1年生	27 点	25 点	27 点	25 点
2年生	32 点	28 点	31 点	27 点
3年生	35 点	31 点	34 点	30 点
4年生	39 点	34 点	38 点	32 点
5年生	44 点	39 点	42 点	36 点
6年生	46 点	41 点	44 点	38 点

※ 平均値は、小数第一位を四捨五入して示しています。

4 反復横とび (②/6)

<参考③>厚木市最高記録（一部抜粋）

令和6年度 5年女子厚木市平均記録

種目	記録	種目	記録
握力	16.8Kg	50m走	9.77 秒
上体起こし	17.5 回	立ち幅跳び	141.2cm
長座体前屈	38.9cm	ソフトボール投げ	12.4m
反復横跳び	36.2 点	体力合計点	52.2 点
シャトルラン	31.9 回		

令和6年度 2年男子厚木市平均記録

種目	記録	種目	記録
握力	28.3Kg	シャトルラン	75.9 回
上体起こし	25.2 回	50m走	8.0 秒
長座体前屈	42.8cm	立ち幅跳び	194.2cm
反復横跳び	49.2 点	ハンドボール投げ	19.9m
持久走	432.4 秒	体力合計点	39.9 点

<参考④>体力向上カード（一部抜粋）

立ち幅とび

【学校でできる運動】

跳の遊び

<1本ゴム跳び> <3本ゴム跳び> <三角ゴム跳び> <ジグザグゴム跳び>

Point

□片足踏切、両足踏切、前向き、横向き、連続跳びなどいろいろな跳び方
 □ゴムの高さを変えたり、やさしい場や挑戦する場を設定したりする

【学校以外でもできる運動】

ケンパー跳び遊び

<まっすぐケンケンコース>

<ジグザグケンケンコース>

Point

リズムを変える
 □輪と輪の距離を変える
 □置き方を変える

ケンパー跳び遊び

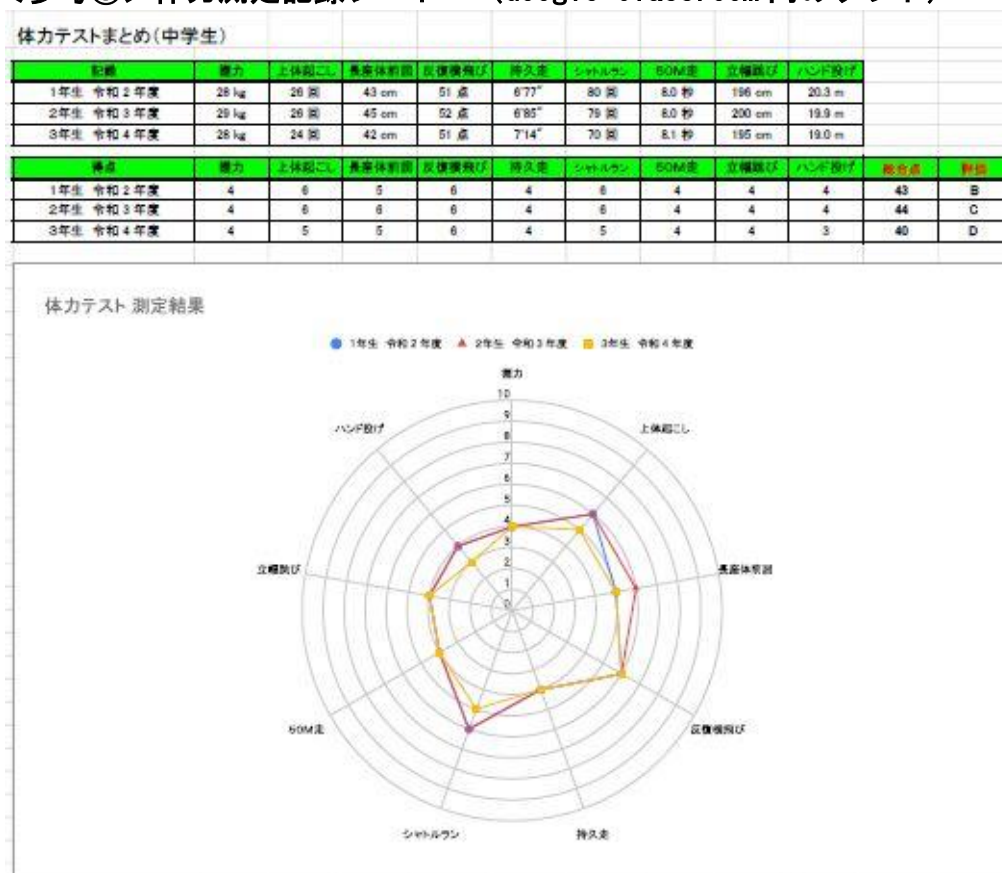
<ケンパーコース>

<ケンパーコース>

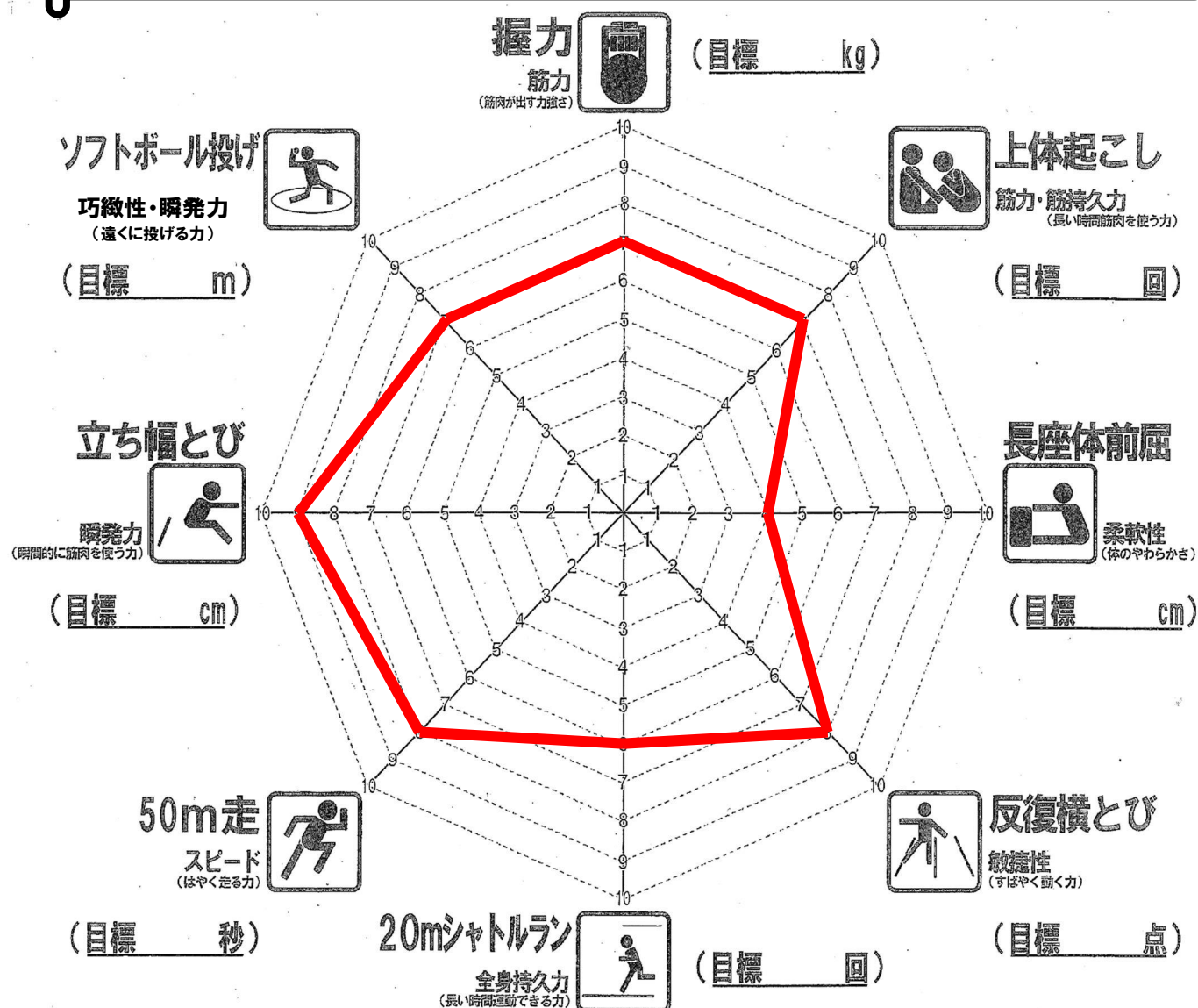
Point

簡単なリズムからの発展
 □横向き、後ろ向きなど色々な跳び方
 □両方向からスタートして向かい合ったらじゃんけんをするなど、ゲームの要素を取り入れる

<参考⑤>体力測定記録シート（Google Classroom 内のソフト）



自分の体を知り、バランスよく体力を高めよう!!



項目	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
体力の要素	筋力	筋力 筋持久力	柔軟性	敏捷性	全身持久力	スピード	瞬発力	巧緻性 瞬発力
記録	29 kg	21 回	35 cm	49 点	51 回	8.1 秒	207 cm	17 m
得点	7	7	4	8	6	8	9	7

児童・生徒が主体的に取り組むための手立て…第1段階

- Step1 記録を入力する。→ 得点及びレーダーチャートを記入する。
- Step2 レーダーチャートを基に自分の体力の特徴を分析する。
1年後の目標を設定する。
- Step3 バランスよく体力要素を高めるための運動を運動例から選び、取り組む。
- Step4 年度末に各項目を実施し、1年間の取組を振り返る。

1 体力に関する調査結果

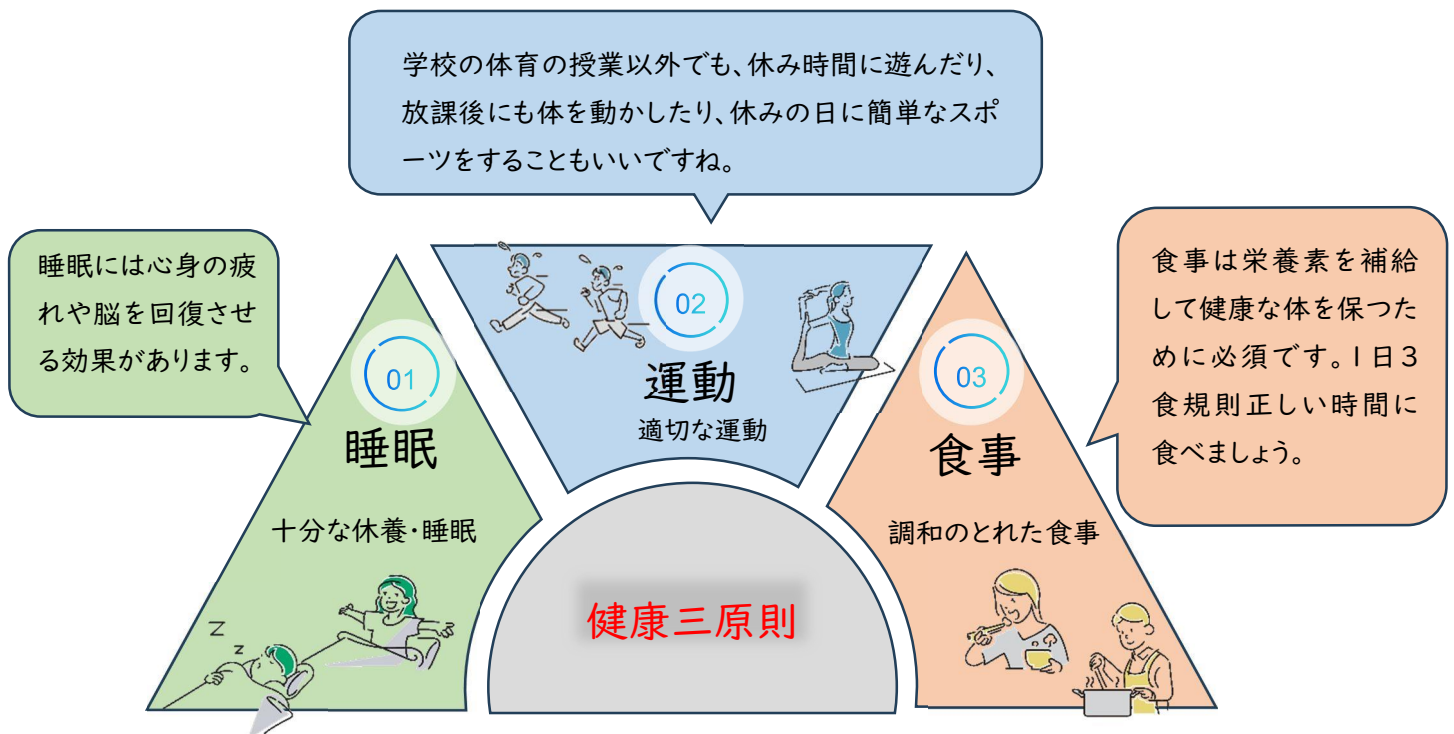
健やかな体づくりのヒントとなる資料のひとつに、毎年実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」があります。令和6年度の結果によると、厚木市のこどもたちの体力合計点は、昨年度と比べて小学校ではやや低下気味、中学校では上昇傾向でした。また、運動習慣に関わる質問では、「今後も運動する時間を持ちたい」という回答が全国よりも低い結果でした。

2 改善に向けた課題

厚木市教育委員会では、『生活習慣の改善』と『運動習慣の形成』が、改善に向けたポイントだと考えています。

『生活習慣の改善』のためには、「健康三原則」である「休養（睡眠）・運動・食事」を中心に、生活習慣を見直すことが大切です。

『運動習慣の形成』のためには、体を動かす機会（運動時間）を日常の中で設けることが大切です。



3 生活習慣と体力の関係

こどもたちの体力は、生活習慣が大きく影響します。

朝食の摂取については、様々な生活の源であり、朝食を「毎日食べる」と回答した児童・生徒は、運動時間が長く、体力合計点も高い傾向が見られます。

睡眠時間に関しては、小学校では平均9時間、中学校では平均8時間で体力合計点が高い値を示しました。

スクリーンタイム*に関しては、小学校で3時間以上、中学校で4時間以上になると体力合計点が全国平均を下回り、それ以上になると、平均値が低下する傾向が見られました。

*スクリーンタイム：スマートフォン、コンピュータ、テレビ、ビデオゲーム機、タブレットなど

どの表示画面を備えた電子機器の使用に費やした時間のこと

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）





生活習慣の改善に大切なこと ～よい睡眠の観点から～

4 よい睡眠の条件

質

たくさん寝ているのに「すっきりしない」「しんどい」ということはありませんか？



質が悪くなる原因

- 夜中に何度も起きてしまう
- 不安や悩みがある
- 寝る前までスマホで遊んだ

量

小学生 9～11時間
中学生 8～10時間

質

たくさん寝てス
ッキリする

タイミング

毎日同じくらい
の時間に寝て
いる

タイミング

- 夜7時から朝7時までの間に寝ることが大切
- 睡眠は昼間に取るのではなく、夜に取ること
- 毎日同じ時刻に寝ることも大切

5 スムーズに寝るには

POINT
01

寝る前にスマホ・テレビ等を見ない！

- ・「ブルーライト」という光が脳を刺激し、目がさえてしまう
- ・光は「脳」を興奮(覚醒)させるため、室内を暗くする



POINT
02

適度な運動

- ・「眠気」と「疲れ」は比例する
- ・昼間の活動(運動)をすることが大切



POINT
03

寝る直前の食事は避ける

- ・「睡眠」と「食事」は密接な関係があり、体内時計が乱れないように、毎日同じ時間に食事をすることが大切



- この他にも、寝る前に心をリラックスすることや、お風呂はぬるめの湯(40℃程度)でゆっくり入る、寝る前のカフェインは取らないようにするなど様々な方法があります。



6 最後に

「早ね、早おき、朝ごはん」で
気力、体力、学力アップを
目指します。



こどもの頃から規則正しい生活習慣をつけることは、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う一つとなります。学校・家庭・地域が協力をして、こどもたちの健やかな体づくりをサポートしましょう。

作成：厚木市教育委員会教育指導課 225-2660

**報告事項 5 については、
非公開案件となります。**

令和 7 年度教育指導の重点と教職員の研修方針について

令和 7 年度教育指導の重点と教職員の研修方針について、別紙のとおり作成しましたので、報告するものです。

基本理念

厚木市教育大綱

未来を担う人づくり

基本目標

三つの 約束

つなぐ

人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

支える

安心・安全で快適な環境を整備し、一人一人の健やかな心身の成長を支える教育の実現

伸ばす

一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

三つの 力

挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

共生

自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力の育成

創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

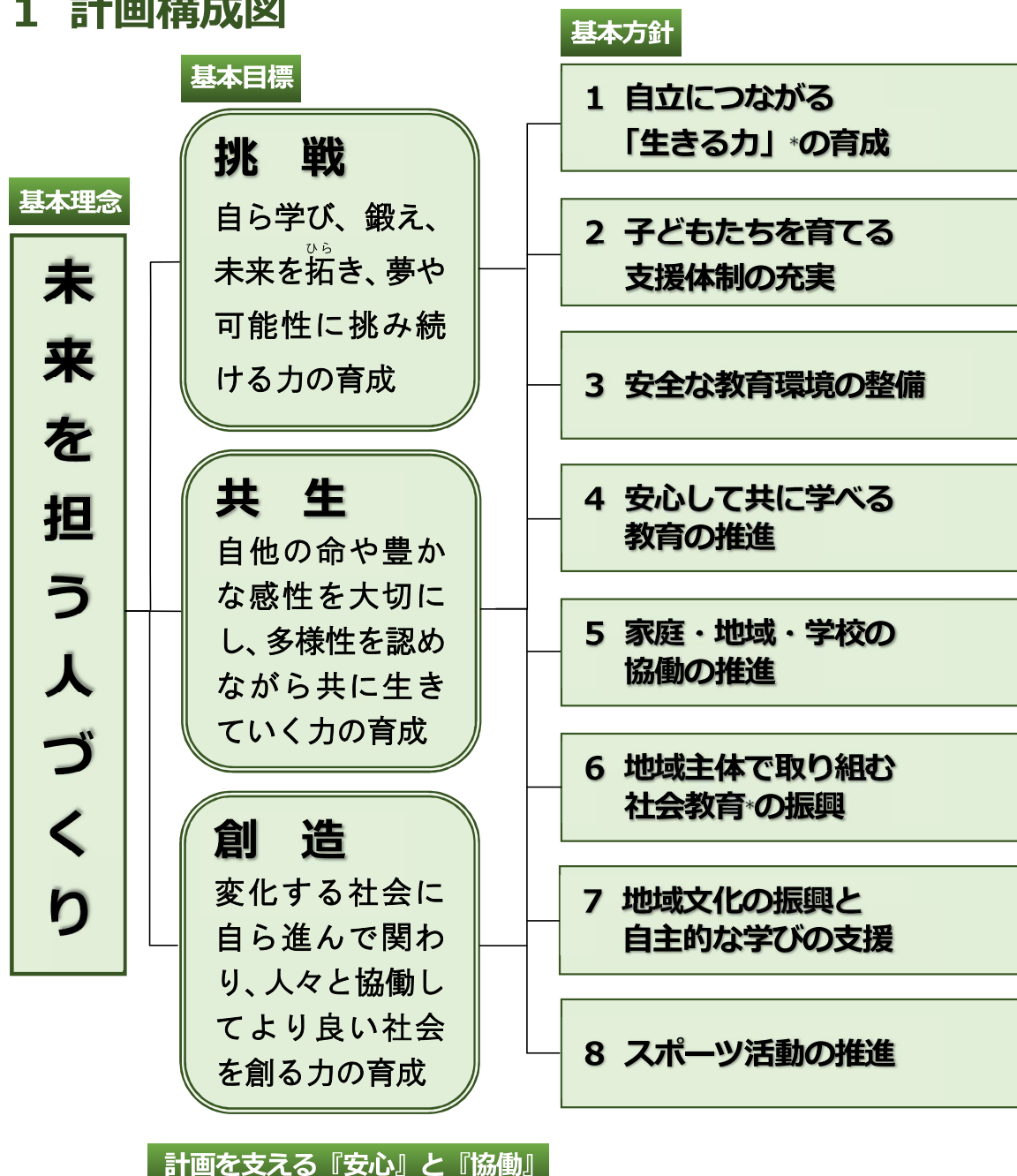
基本方針

- 1 多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくります。
- 2 先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくります。
- 3 子どもたちが未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。
- 4 教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。
- 5 地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境を整えとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。
- 6 平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。
- 7 家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。
- 8 特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。
- 9 ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。
- 10 いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

対象期間：令和3年度から令和8年度までの6年間

厚木市が目指す教育

1 計画構成図



計画を実現するために欠かせない取組として、「誰もが安心し
の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進」を掲げ、

未来の担い手となるために「確かな学力」*、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力*を培います。

教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。

地域をつくる人々と共に安全な環境づくりに取り組み、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えます。

人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。

家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。

特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。

ふるさと厚木の自然や歴史、文化に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。

いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

「学び、自分の力を発揮できる環境づくりの推進」と「家庭・地域・学校未来を担う人づくりに向けた計画の推進を支えます。

I 教育指導の重点

今日、児童・生徒を取り巻く社会環境の変化は身近な生活も含めてあらゆる領域に及んでおり、生産年齢人口の減少や、グローバル化の進展、人工知能（AI）を始めとした技術革新等により、社会構造や雇用環境が加速度的に変化する中、子どもたちは社会の担い手として歩みを進めていくこととなる。

そのような未来に生きる子どもたちの育成について、その教育の在り方・進め方についても、大きな変革・新たな対応が求められている。

学習指導要領の前文においては、これからの学校教育の在り方について、次のように示されている。

「これからの学校には、こうした（教育基本法第1条及び第2条に示す）教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」

また、中央教育審議会の答申（令和3年1月）では、日本の学校教育がこれまで担ってきた、「学習機会と学力の保障」、「全人的な発達・成長の保障」、「身体的、精神的な健康の保障」といった役割を継承しつつ、学習指導要領を着実に実施する中で、GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境を活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、義務教育9年間を通した系統性・連続性のある教育課程及び指導体制の下、決して誰一人取り残さず、全ての児童・生徒の資質・能力を育成するといった「令和の日本型学校教育」の実現に向けた改革を推進していくことが示されている。

さらに令和5年6月に閣議決定された「教育振興基本計画（第4期）」では、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプト（総合的な基本方針）として、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング※の向上」が掲げられている。

学校には、このような新しい時代の学校教育が目指すべき姿を踏まえた上で、教育活動全般において、主体的な創意工夫による特色ある教育活動を積み重ね、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することにより、児童・生徒に、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養といった、資質・能力の育成を重視した教育を展開することが求められている。

また、資質・能力の確実な育成に向けては、学習指導要領には「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であり、児童・生徒が、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「児童・生徒一人一人の発達をどのように支援するか」、

「何が身に付いたか」、「実践するために何が必要か」の視点から、教育課程に基づく日々の教育活動を展開することが示されている。

教職員は、そのような「学校教育の担う重要な役割」を改めて自覚し、児童・生徒が未来の社会を切り拓き、たくましくしなやかに生き抜くための資質・能力の育成に努めなければならない。

本市では、社会の変化に関する見通しや学習指導要領等の示す内容を踏まえ、令和3年度に策定された厚木市教育大綱に基づき、6年間の取組を進めている。

また、厚木市教育委員会では、第2次教育振興基本計画を策定し、「未来を担う人づくり」を基本理念として継続しつつ、「挑戦」、「共生」、「創造」を基本目標に掲げ、令和3年度から12年間の取組を進めている。

これら三つの基本目標において、育成を目指す力は次のとおりである。

「挑戦」自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力

「共生」自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力

「創造」変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力

以上を踏まえ、各学校においては、児童・生徒一人一人が将来、持続可能な社会の担い手として活躍できるよう、教育活動全体においてE S Dの視点を持ち、学校教育目標を設定し、その実現に向けて教科等横断的な教育課程の編成を推進することとする。

また、教育委員会では、令和7年度、次に掲げる11項目を学校教育における教育指導の重点として、未来を担う人づくりを推進していく。

※ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

1 学校経営・運営の充実

- (1) コミュニティ・スクールの機能をいかし、家庭及び地域社会と協働し、安心・安全で社会に開かれた学校、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりに努める。
- (2) 校長の経営方針の下、教育目標の実現に向けて児童・生徒や地域の実態を踏まえ、学校の特色をいかした教育課程を編成・実施・評価し、改善を図るカリキュラム・マネジメントの確立に努める。
- (3) 学校の教育課題を明確にするとともに、学校・学年・学級経営等が効果的に機能し、新たな課題にも対応できるよう、教職員による組織的な指導体制づくりを進め、全教育活動を通してその解決に努める。
- (4) インクルーシブ教育の理念に基づき、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、ニーズに応じた指導・支援ができる多様で柔軟な教育環境を整備し、誰一人取り残すことなく共に学び共に育つ場において、多様な学びができるよう、個に応じた柔軟な指導の充実を図るとともに、互いを尊重し合う人間関係づくりに努める。
- (5) 指導の形態について、個別指導や少人数指導、グループ別指導等、学習集団の大きさの工夫や、習熟度に応じた指導、GIGAスクール端末を効果的に活用した指導、指導する教職員の得意分野をいかした指導など、柔軟な工夫・改善を図り、全ての児童・生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努める。
- (6) 自校の教職員の「出退勤管理システム」を活用し、教職員の働き方改革を推進するとともに、学校経営の成果と課題に役立てるよう努める。

○令和7年度取組の重点

厚木市教育委員会では、「インクルーシブ教育の充実」を重点としています。

厚木市の実態として、発達や特性に関する支援が必要な子どもや、日本語の支援が必要な子ども、登校や学校への適応に向けた支援が必要な子どもなど、個別の支援が必要な子どもが多いことが挙げられます。だからこそ、そのような個別の支援をそれぞれの場所で行うことだけではなく、誰一人取り残さず、共に学び、共に育てる場を充実させることが重要だと考えています。

教育委員会では、この重点に基づいて様々な事業を展開していくとともに、各学校におけるインクルーシブ教育の充実に向け、「厚木市インクルーシブ教育指標※」を改訂しました。

各学校においても、上記指標を基に、学校づくり、学級づくり、授業づくりの3つの視点から、現在の取組を見直し、一層の充実を図るようお願いします。

※「厚木市インクルーシブ教育指標」 冊子 14～16 ページ参照

2 児童・生徒支援の充実

- (1) 児童・生徒が社会的資質・能力を獲得し、それらを適切に活用して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していけるよう、全ての教育活動の中で意図的・計画的・組織的な指導・支援を行う。
- (2) 全ての教職員が、「誰一人取り残すことなく共に学び共に育つ」理念と児童・生徒の実態や背景等について丁寧に理解する意識を共有し、学校としての指導・支援体制を築くとともに、家庭や地域社会、関係諸機関及び小・中学校間等における連携・協力を密にしながら取組を進める。
- (3) 児童・生徒の困っていることに敏感に気付き、共感的理解と受容の姿勢で寄り添い、児童・生徒の実態を多面的に把握した上で、児童・生徒が自ら将来の自立に向かう力を身に付けることができるよう、一人一人に応じた適切な指導・支援を組織的に進める。
- (4) 児童・生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感を高めることができるよう、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業づくり、自他を大切にし、互いを認め合える環境づくりなどの視点を持って、指導方法の工夫改善に努める。
- (5) 児童・生徒の個性の伸長を図り、社会的資質・能力を高めていくためには、児童・生徒が主体的に協働することが必要不可欠であることを十分認識し、授業はもとより、様々な形態や場面での交流活動を意図的・計画的に取り入れるなど、全ての児童・生徒が活躍し、互いを認め合える場の設定に努める。
- (6) 生活や学習において様々な課題を抱え、配慮を必要とする児童・生徒については、教育相談コーディネーターを中心とした協働体制の下、保護者や関係諸機関等と連携して教育支援計画※等を作成し、個に応じたきめ細かな指導・支援に努める。また、その際には、ICTの活用などを含めた効果的な支援や指導方法の工夫改善に努める。

※教育支援計画

厚木市版の教育支援計画で、支援が必要な児童・生徒に対して作成するもの

(C4th書庫>実務の手引き>書式・マニュアル>教育指導課及び青少年教育相談センターのフォルダに保存)

- (7) 不登校児童・生徒の支援については、校内の別室等を活用した「校内教育支援センター」の運営を充実するとともに、自宅でのGIGAスクール端末を活用した学習活動等、社会的な自立に向けて一人一人の状況に応じた段階的な支援を促進し、多様で適切な教育機会の確保に努める。

- (8) 特別支援教育※については、全ての教職員が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、特別支援学級の担任を中心に、児童・生徒一人一人の特性等に応じた指導や支援を組織的かつ効果的に行うよう努める。また、日頃から複数の教職員の視点で児童・生徒の実態や教育的ニーズを把握し、早期に適切な指導や支援につなぐことを意識する。

※特別支援教育

障がいのある児童・生徒が、それぞれのニーズに応じた適切な教育を受けられるようにするための教育のこと。特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育支援計画及び個別の指導計画については、医療や福祉等の関係機関との連携について、家庭と十分に相談し、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れ、長期的な視点で作成することが求められる。

3 学習指導の充実

- (1) 「何ができるようになるか」の視点から、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）において、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの柱で整理された目標を踏まえ、身に付けた知識・技能を他の学習や生活の場面で活用できるよう、授業改善に努める。
- (2) 「何を学ぶか」の視点から、小・中学校9年間の一貫性のある教育課程を実施し、新しい時代に必要となる資質・能力を児童・生徒に確実に育成できるように努める。その際には、学校教育法施行規則（第51条別表第1及び第73条別表第2）に示す必要な授業時数を確保するとともに、「縦」のつながり（学年間・学校段階間）と「横」のつながり（学級間・教科等間）を意識した教育課程の編成と学習指導の充実を図る。
- (3) 「どのように学ぶか」の視点から、各教科等の指導においては、「主体的・対話的で深い学び」※の実現に向けて授業改善に努める。

※「主体的・対話的で深い学び」とは

主体的な学び：見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次の課題設定につなげられること。

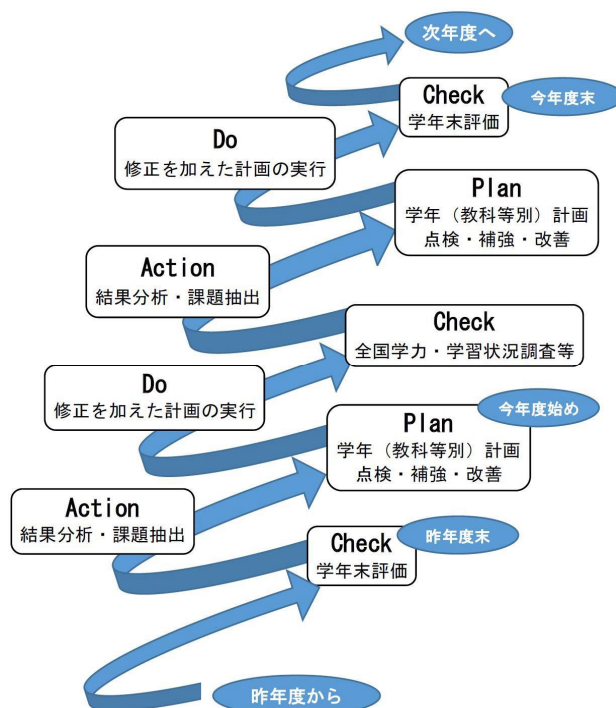
対話的な学び：児童・生徒同士の協働や、他者との対話等を通して、自己の考えを広げ深める思考の深化・拡充ができること。

深い学び：各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、より深く理解したり、考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。

(4) 「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」の視点から、インクルーシブ教育の推進に当たり、特別な配慮を必要とする児童・生徒はもとより、全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業の充実に向け、ユニバーサルデザインの視点を持ち、指導内容・方法・形態等の工夫改善を図る。

(5) 「何が身に付いたか」の視点から、各教科等の評価については、児童・生徒に「どういった力が身に付いたか」を見取るために、単元（題材）の目標と評価規準を設定し、それらに準拠した評価方法及び指導との一体化を図る。

(6) 「実施するために何が必要か」の視点から、児童・生徒の学力や学習状況等を把握・分析し、成果と課題の検証に基づいて継続的に授業改善に取り組み、「学力向上プロジェクト」に基づくCAPDのサイクル（右図）により、家庭との連携を意識しながら、学力向上に向けた学校全体の取組を一層充実させるよう努める。



図：学力向上プロジェクトのCAPDのサイクルイメージ

○令和7年度の取組の重点

厚木市教育委員会は「誰一人取り残さず、全ての子供たちの可能性を引き出す」手立てとして、GIGAスクール端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びを推進します。

新たに導入するAI型デジタルドリル教材により、一人一人の習熟度に応じた学習支援を充実させ、基礎基本の定着を図るとともに、自ら学び、考える力を育成します。

また、端末を活用した協働的な学びを充実させ、児童・生徒が互いに学び合い、多様な考えに触れる機会を増やします。

教職員には、ICTを活用した指導の質を高めることが求められますので、教育委員会では、研修や支援を充実させ、円滑な運用を進めていきます。

4 人権教育・インクルーシブ教育の充実

- (1) 人間尊重の精神を基盤として、全ての教育活動を通して、児童・生徒の発達の段階に応じた人権教育の充実を図り、あらゆる立場の人がお互いにかけがえのない人として尊重し合い、多様性を認め合える児童・生徒の育成に努める。
- (2) 共生社会の実現に向けて、家庭・地域・学校が連携して児童・生徒を支える体制づくりを行い、障がいの有無や国籍、性別などにかかわらず、誰一人取り残すことなく共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育を推進する。
- (3) 全教職員が積極的に自らの人権感覚を磨き、児童・生徒理解を深める中で、豊かな感性を育み、思いやりと連帯感に満ちた集団づくりに努める。
- (4) 個別の教育的ニーズのある児童・生徒が、必要なときに適切な指導・支援を受けられる多様で柔軟な支援体制整備を図り、すべての児童・生徒が同じ場で安心して学ぶことができる学級づくりや授業づくりを行うよう努める。

5 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育は、児童・生徒一人一人に、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、家庭・地域・学校が連携して進めるものであることを踏まえ、学校は、育成を目指す児童・生徒の姿などについて、日頃から家庭及び地域社会と理解を共有するよう努める。
- (2) 学校における道徳教育は、道徳的判断力、道徳的心情や道徳的实践意欲と態度の育成を目指し、各学校の全体計画を基に、道徳科（年間35単位時間）を要として、教科等横断的な視点を持ちながら、全ての教育活動を通じて行うものであり、児童・生徒の発達段階や実態に応じた適切な指導を、全教職員の協働で行うよう努める。
- (3) 特別活動における学級や学校生活での集団活動及び体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う機会と場として、道徳教育において大きな役割を果たすものであるため、特別活動と道徳教育の関連を意識することにより、双方の取組における学習効果を相乗的に高める工夫を図る。

6 環境・防災教育の充実

- (1) 持続可能な社会の実現とその社会を担う人材の育成に向け、現代的な諸課題への対応として教科等横断的な視点で進める必要があるため、児童・生徒の発達段階や地域の実態等を考慮しながら、学校全体で取り組むよう努める。
- (2) 環境に関する教育においては、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うよう努める。共通の視点の一つとして、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について学び、環境教育の充実を図る。
- (3) 防災に関する教育においては、自然災害を始めとした様々な災害に関する知識を身に付けるとともに、情報を正しく判断し、安全を確保するための意思決定や行動ができるよう、家庭や地域社会及び関係諸機関等と連携を図りながら、防災教育の一層の充実に努める。

7 国際理解・英語教育の充実

- (1) グローバル化が進む社会において、共生社会の実現を目指して、多様な他者を価値ある存在として尊重する意識を持ち、人生や社会をより良いものにするために協働していくことができる資質・能力や互いの考えを伝え合うことができるコミュニケーション能力の育成に努める。
- (2) 自国の言語、歴史、伝統等に関することや様々な国及び地域についての知識を身に付けるとともに、ICTの活用を含めた様々な形での交流を通して、文化や考え方の多様性を体験的に理解できるよう指導の工夫改善に努める。
- (3) 日本語の理解が十分でない外国につながるのある児童・生徒が、日本の学校生活に適應できるよう、一人一人の状況に寄り添った教育課程の編成や日本語初期指導の充実等、支援策の構築を図る。また、様々な国にルーツを持つ児童・生徒との共生を通して、それぞれの国の生活習慣や文化を知り、尊重する態度の育成に努める。

8 情報教育の充実

- (1) 学習の基盤となる資質・能力の一つとして、情報を主体的に捉え、何が重要かを考え、見いだした情報を活用し、他者と協働しながら新たな価値の創造に向かう、情報活用能力（基本操作、プログラミング的思考、情報モラル等）の育成を推進する。
- (2) 児童・生徒の「確かな学力」を育むため、ICTの基本的な操作や情報の収集・整理・発信等の情報活用の実践力を養い、各教科等で「一斉学習」、「協働学習」、「個別学習」など学習場面に応じ、GIGAスクール端末を始めとしたICTの積極的な

活用を図るとともに、より効果的な活用に向けた研修を通して教職員の指導力の向上に努める。また、日常的な持ち帰りによる家庭学習や自分のペースで繰り返し学習することができるA I型デジタルドリル教材等を活用し、児童・生徒一人一人の基礎の定着を図る。

- (3) 論理的思考力(プログラミング的思考)を身に付けさせるとともに、身近な社会がI C T等の技術によって支えられていることに気付き、I C T等を効果的に活用して問題を解決したり、より良い社会を築いたりしようとする態度の育成に努める。
- (4) インターネットやスマートフォン等の利用が広がる中、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、今日的な課題を踏まえつつ児童・生徒の情報モラルの育成に努める。

9 キャリア教育の充実

- (1) 児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としたキャリア教育の充実を図る。
- (2) 小・中・高等学校の各学校段階における児童・生徒のキャリア形成をつなぐ視点から「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、小・中学校9年間の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進に努める。
- (3) 職場見学や職場体験、職業講話などのキャリア教育における体験的な学習を効果的に展開できるよう、保護者や地域社会との良好な協力体制の構築に努める。

10 健康・安全教育の充実

- (1) 児童・生徒が日常生活全般において、健康及び安全に関する知識を身に付け、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる資質・能力の育成に努める。
- (2) 身の回りの生活における安全及び交通安全に関することや、スマートフォン等の情報機器の普及に伴う心身への影響等の課題、感染症等を含む保健衛生に関することなどを取り上げ、児童・生徒が情報や状況を正しく判断し、危険を回避することができるよう指導の充実を図る。特に、登下校中の安全に関する指導及び法改正による全年齢での自転車ヘルメットの着用努力義務化を受けた児童・生徒の自転車ヘルメットの着用促進を含めた交通安全指導を強化し、交通事故における被害者、加害者を出さないことを目指す。

- (3) 心と体を一体として捉え、家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携を密にしながら、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること、児童・生徒が自ら健康状態を把握し、望ましい基本的な生活習慣を構築することなどにより、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることができるよう指導の充実を図る。

11 理数教育の充実

- (1) 急速な技術革新の中、児童・生徒がこれからの社会の変化に主体的に対応できるよう、体験的・問題解決的な学習を重視し、身近な生活の中から理数を学ぶ意義や有用性を感じることや、様々な原理や法則が科学技術を支えていることについて知ることなどを通して、児童・生徒の理数への興味・関心を高め、学んだことを適切に社会でいかすことができる資質・能力の育成に努める。
- (2) 地域の大学や企業、研究機関等、市内にある恵まれた環境をいかし、それらの施設と効果的に連携・協力を図りながら、科学技術への理解を深め、理数教育の一層の充実に努める。

厚木市インクルーシブ教育指標

20250401

1 学校づくり

インクルーシブ教育は「すべてのこどもたちを対象に、一人一人の教育的ニーズに適切に対応していく理念のもと、同じ場所で共に学び共に育つこと」を目指して行うものです。

そのための学校づくりには、この指標に示すような取組や考え方が求められます。

【位置づけ】

- ☐ 学校教育目標構想図（グランドデザイン）にインクルーシブ教育を位置付けている
- ☐ 全教職員がインクルーシブ教育について、共通理解できる機会を設けている

【校内体制】

- ☐ インクルーシブ教育担当を置いて、意識の啓発や環境整備などを進めている
- ☐ 支援を要する児童・生徒^{※1}の教育支援計画^{※2}を作成している
- ☐ 教育支援計画を基に、学級担任とそれぞれの支援担当^{※3}が、支援を要する児童・生徒に関する情報について定期的に共有し、支援策を確認している

【保護者・関係機関等との連携体制】

- ☐ 保護者との相談について、定期面談の他にも適宜機会を設け、必要に応じて、担任だけではなく教育相談コーディネーター等が関わる体制が作られている
- ☐ 必要に応じて青少年教育相談センター、療育機関、児童相談所、医療機関等とケース会議等ができる連携体制が作られている
- ☐ 中学校区内において、各校の取組の共有や教育支援計画等の引継ぎ等、小中一貫教育の視点での連携体制が作られている

【取組の発信等】

- ☐ 保護者に対して、PTA 総会、学校だより等を通して学校の取組を発信し、インクルーシブ教育について啓発している
- ☐ 地域に向けて、学校運営協議会、地域の会議等の場面や学校だより、学校ホームページ等を通して学校の取組を発信し、インクルーシブ教育について啓発している
- ☐ 学校におけるインクルーシブ教育推進の取組に対して、保護者や地域等から意見をもらう機会を設けている

※1 通常の学級とは別の場所で学ぶ児童・生徒だけでなく、通常の学級において支援を必要とする児童・生徒も含ます

※2 対象の児童・生徒の状況や目指す姿及びその実現に向けて必要な支援等に関する計画のこと

※3 通常の学級とは別の場所での支援に関わる教職員だけでなく、通常の学級での教科指導等に関わる教職員も含ます

2 学級づくり

学級の雰囲気や風土、物的・心理的な環境などについての様々な工夫は、すべてのこどもが通常の学級で共にできることを増やすことにつながる大切な取組です。

【学級経営】

- ☐ 困難を抱える児童・生徒^{※4}の特性を学級で共有（理解）する機会がある
- ☐ 同学年や異学年の児童・生徒との交流の場^{※5}がある
- ☐ 日常的に互いの良さを認め合う機会がある
- ☐ 話し合いのルールがある^{※6}
- ☐ 一人一人に役割が与えられ、それが分かりやすく示されている^{※7}

※4 学校生活や授業の中で、友だちづくりや人との関わり方、知的面や情緒面等で困っていて、様々な場面で支援を必要とするこども

※5 交流の機会を持つことで、多様性の理解や自己理解、自らの在りたい姿を考える場面となり得る

※6 誰もが安心して話したり聞いたりできることにより、多様な意見が受容され、尊重される雰囲気づくりにつながる

※7 学級という社会の自治的活動に自らが参画しているという自覚を育むと共に互いに助け合う雰囲気づくりにつながる

【教室環境】

- ☐ 困難を抱える児童・生徒の特性に合わせ、共に学び合いやすい位置に配慮した座席となっている
- ☐ 視覚的刺激を抑え、すべての児童・生徒が集中できる教室環境となっている
- ☐ 1日の生活の流れ等をわかりやすく示している^{※8}
- ☐ 学級や個人の荷物の置き場所・置き方がわかりやすく示されている
- ☐ 校内の案内図、掲示物等は、視覚的にわかりやすい工夫がされている
- ☐ 特別支援学級に在籍する児童・生徒の机やロッカーが通常の学級にも配置してある
- ☐ 特別支援学級に在籍する児童・生徒の名前が、学年・学級の名簿や掲示スペース等に入れてある

※8 1日の授業の予定を提示したり、給食や清掃などの作業の流れを写真で示したりする工夫のこと

3 授業づくり

インクルーシブ教育の実現を目指すにあたり、すべてのこどもがそれぞれに必要な教育的ニーズに応じた支援を受けながら、安心して学びに参加できることは、欠かせない要素であり、誰一人取り残されない学びの保障が必要です。

【授業】

- ☐ 学級（教科）担任と支援に関わる教職員が連携した学習支援をしている
- ☐ めあてや本時の流れ、学習地点等を印等で示すなどにより見通しを持てる工夫をしている
- ☐ すべての児童・生徒が活動に取り組める手立てがある
- ☐ 発問や活動の指示をする際には、活動内容が明確となっており、誰にでも分かりやすいような工夫^{※9}をしている
- ☐ ICT 機器等の活用によるインクルーシブな環境づくりの工夫^{※10}をしている
- ☐ グループワーク・異学年交流等、学び合いの場面^{※11}がある

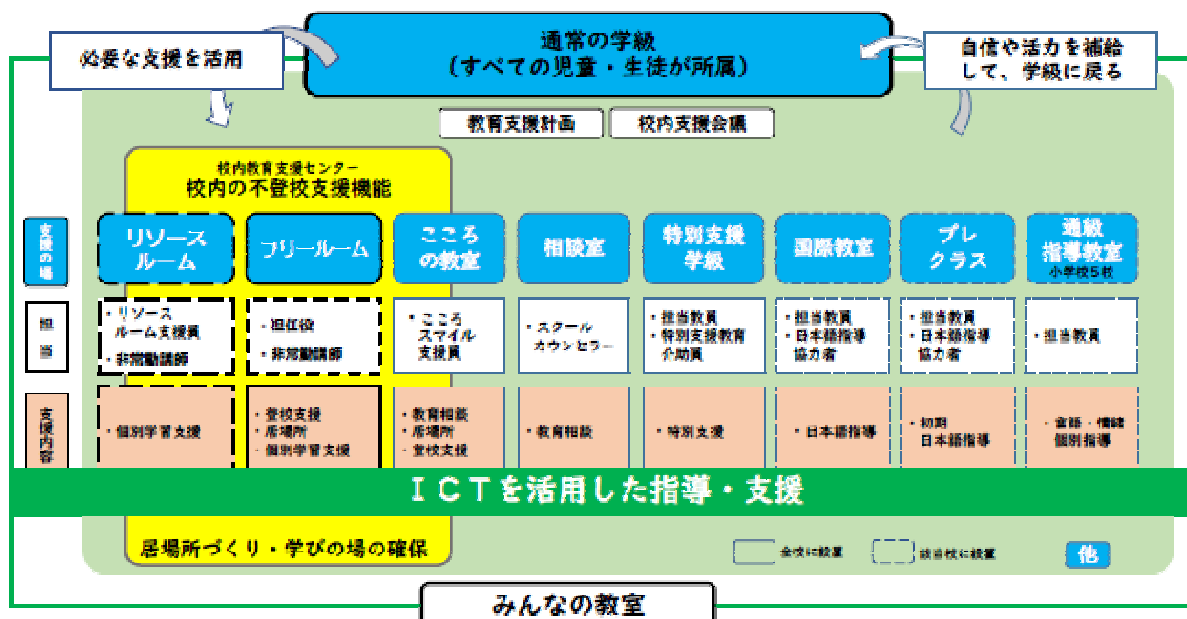
※9 1文に1指示（問い）としている、写真や図を活用する 等

※10 オンライン授業、タイピングによる授業ノート作成や電子黒板の活用等

※11 自らの思考を育むためだけでなく、多様性の理解・尊重の視点においても重要な学習活動です

「厚木市のインクルーシブ教育システム（みんなの教室システム）」

児童・生徒が、みんなと同じ場（通常の学級）で学ぶことができるようにするために、リソースルームやフリールーム、特別支援学級、通級指導教室、国際教室などの学びの場を利用して、必要な支援が受けられる仕組みの全体を、「厚木市のインクルーシブ教育システム（みんなの教室システム）」としています。



Ⅱ 教職員の研修方針

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい国民の育成を目指すという観点から、教育基本法では、教員の使命と職責等について規定されるとともに、教員は研究と修養に励むべきことや、養成と研修の充実が図られるべきことが明記されている。

このような中で、学習指導要領の基本的な理念として、こどもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を学校と社会が共有し、連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る教科等横断的な視点に立った「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められている。

その実現のためには、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインに沿って、教師の資質向上のため主体的に研修に取り組み、教職員一人一人が広い視野に立ち、社会の変化に柔軟に対応するとともに、教育者としての情熱と使命感をもって教育にあたることができるよう絶えず研究と修養に励み、自らの資質・指導力の向上に努めなければならない。

教育委員会においては、教育基本法をはじめ学校教育法等の法令、厚木市教育大綱及び厚木市教育振興基本計画に基づいて、学校における働き方改革を推進するとともに、教職員の専門性と資質・能力の向上を目指し、また、研修成果が全教職員に還元されるよう、次のように研修方針を定める。

1 人格的資質を高める研修

教育者としての使命と責任を深く自覚し、一人一人の人権を尊重した教育の実現により、児童・生徒や保護者、地域からの信頼に応えることができるよう、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力など、総合的な人間力の向上に努める。

2 授業力を高める研修

学習指導要領の目標や内容等について、より一層の理解を深め、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善ができるよう指導力の向上に努める。

3 課題解決力を高める研修

社会の変化に柔軟に対応する力を育むため、今日的な教育課題に関して、より深い児童・生徒理解に基づいた適切な指導が実践できるよう対応力の向上に努める。

4 専門性を高める研修

職層や職務に応じて、教職員としての専門性を高め、資質・能力や組織力の向上に努める。

5 研修成果の還元

様々な研修や教育に関する専門的な調査・研究を通して、研修等の成果を各学校に還元し、教育活動の改善・充実を図る。

なお、研修の目的やねらいに応じて、集合型研修とオンライン研修のそれぞれの特性をいかした研修を実施する。

教育部 研修等一覧表

担当	研修名・部会名 等	研修方針1 人格的資質を 高める研修	研修方針2 授業力を 高める研修	研修方針3 課題解決力を 高める研修	研修方針4 専門性を 高める研修
教育指導課	英語教育推進部会		●		●
	児童指導推進部会			●	●
	外国籍児童・生徒等指導推進部会			●	●
	特別支援教育推進部会		●		●
	インクルーシブ教育推進部会			●	●
	食育推進部会			●	●
	学力向上推進部会		●		●
	図書館教育推進部会				●
	通級指導教室推進部会		●		●
	小学校理科の観察・実験講習会		●		
	特別支援教育出張研修会			●	●
教育研究所	教育研究発表会・教育講演会	●	●	●	●
	新任校長研修会			●	●
	新任教頭研修会			●	●
	総括教諭研修会			●	●
	人権教育研修会			●	●
	初任者研修会	●			●
	新規臨時的任用職員（教員）研修会	●		●	
	寺子屋講座 （ゲーム・スマホ依存からこどもを守る）	●		●	
	寺子屋講座 （読みのスイッチ（教材を読む視点） を働かせた国語の授業づくり）	●	●		
	寺子屋講座 （自由進度学習のはじめかた）	●	●		
	寺子屋講座 （愛着障害の理解と支援〈支援続編〉）	●		●	
	寺子屋講座 （ICT×インクルーシブ教育～誰一人取り残されない社会の実現に向けて～）	●		●	
	寺子屋講座 （学級経営と気になるこどもへの支援）	●		●	

担当	研修名・部会名 等	研修方針1 人格的資質を 高める研修	研修方針2 授業力を 高める研修	研修方針3 課題解決力を 高める研修	研修方針4 専門性を 高める研修
教育 研究 所	寺子屋講座 (GIGAスクール端末操作研修～基礎編～)	●	●		
	寺子屋講座 (こどものために教師ができること～こどもが夢中になる算数の授業づくり～)	●	●		
	寺子屋講座 (心の健康～自尊感情を高める方法～)	●		●	
	寺子屋講座 (特別支援教育の視点を通常学級へ～学びの多様性を拓く教師のスキル～)	●		●	
	寺子屋講座 (なぜ朝ごはんを食べないといけないの？～生活習慣から学習について考える～)	●		●	
	寺子屋講座 (楽しもう！思わずやりたくなる！理科実験)	●	●		
	寺子屋講座 (「こどもまんなか」の学校づくり～保護者との連携を通して～)	●		●	
	寺子屋講座 (あつぎ郷土博物館と周辺地域めぐり)	●	●		
	寺子屋講座 (多様な動きを引き出す準備運動とマット運動の指導法)	●	●		
	寺子屋講座 (こどものSOSの聴き方・受け止め方)	●		●	
	寺子屋講座 (幼保小の連携～架け橋期の教育を考える～)	●		●	
青 少 年 教 育 相 談 セ ン タ ー	不登校対策推進実践連絡会議			●	●
	教育相談コーディネーター連絡会議			●	●
	課題改善ケース研究会			●	●

※研修方針5「研修成果の還元」については、研修の趣旨や内容等に応じて、各学校での伝達や教育委員会からの情報発信等により行っていく。

令和7年度厚木市教育委員会

教育指導課・教育研究所・青少年教育相談センター 研修等一覧

1 教育指導課

(1) 推進部会等

No.	部会名	趣旨	対象	日程
1	英語教育推進部会	小・中学校それぞれにおける英語教育の充実と、小中連携を図った英語教育や指導方法等の在り方、外国語指導助手との望ましい授業づくり等について研究する。	A L T 担当教員	4月11日(金)
			英語教育推進担当教員	7月23日(水)
2	児童指導推進部会	問題行動の低年齢化等に対応するために、学校における組織的な児童指導の必要性が高まる現状を受け、児童指導担当者間で各校の指導事例に関する情報交換や協議を通して、各校の指導体制の充実を図る。	児童指導担当教員	4月15日(火)
				9月9日(火)
				11月25日(火)
				2月10日(火)
3	外国籍児童・生徒等指導推進部会	日本語の指導を要する外国籍の児童・生徒や帰国児童・生徒等が学校生活に適應できるよう、指導内容や指導方法等について研究し、指導の充実を図る。	次に該当する者 (該当校各1人) ①国際教室設置校の国際教室担当教員 ②国際教室の設置がない学校のうち日本語指導協力者を派遣している学校の担当教員	4月18日(金)
			次の①～④に該当する者 ①国際教室設置校の国際教室担当教員 ②国際教室の設置がない学校のうち日本語指導協力者を派遣している学校の担当教員 ③日本語指導対象児童・生徒の担任等(希望者) ④日本語指導協力者(希望者)	8月1日(金)
4	特別支援教育推進部会	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を計画的、組織的に行うために、児童・生徒の障がい等に応じた指導内容や指導方法の工夫、関係機関との連携等について研究を深め、特別支援教育の充実を図る。	特別支援学級担任または担当教員 ※各学校1～2人	4月18日(金)
			次の①～③に該当する者 ①第1回に参加していない小・中学校特別支援学級担任及び担当教員 ②特別支援教育介助員を配置している通常の学級担任 ③特別支援教育介助員	7月24日(木)
5	インクルーシブ教育推進部会	共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育の推進を図る。	インクルーシブ教育担当教員	4月21日(月)
				8月8日(金)
				1月26日(月)
6	食育推進部会	児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校における食育の推進を図る。	食育担当教員及び栄養教諭	6月13日(金)
			栄養教諭	年3回

No.	部会名	趣旨	対象	日程
7	学力向上推進部会	小・中学校9年間を見通した学力向上のための取組について研修・協議することを通して、授業改善及び取組の充実を図る。	学力向上に中心的な役割を担う教員	4月22日（火）
				10月23日（木）
8	図書館教育推進部会	学校図書館の機能や役割の理解、児童・生徒の主体的な学習活動や読書活動を促す学校図書館の在り方等についての研修を通して、担当者としての資質向上及び学校図書館経営の充実を図る。	図書館教育担当教員及び学校司書	7月28日（月）
9	通級指導教室推進部会	通級指導教室を担当する教員を対象に、各教室での個に応じた指導の在り方や諸問題について研究し、通級指導教室の指導と運営の充実を図る。	通級指導教室設置校担当教員	年11回
10	小学校理科の観察・実験講習会	小学校理科における、基本的な観察・実験の方法について習得するとともに、安全に配慮した観察・実験について理解を深め、指導力の向上を図る。	原則、採用5年未満の小学校教員23人と希望者10人程度	7月25日（金）
11	特別支援教育出張研修会	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を計画的、組織的に行うために、発達障害の特性や適切な対応について理解を深め、特別支援教育の充実を図る。	市立全小・中学校教員 ※2年間のうち、1回実施	令和6年6月 ～令和8年2月

2 教育研究所

(1) 指定研修

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	新任校長研修会	学校経営についての心構えをもち、校長としての資質向上を図る。	新任校長	4月11日(金)
2	新任教頭研修会	学校運営についての心構えをもち、教頭としての資質向上を図る。	新任教頭	4月30日(水)
3	総括教諭研修会	児童・生徒指導に関する研修を通して、リーダーとしての自覚をもち、総括教諭の資質の向上を図る。	総括教諭のうち1人	8月7日(木)
4	人権教育研修会	人権教育における諸課題についての研修を通して、教師一人一人の人権感覚を磨き、指導力の向上を図る。	人権教育担当教員	8月21日(木)

(2) 初任者研修

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	初任者研修会	望ましい教師となるための心構えや教育実践上の基本的な事項に関する研修を実施し、指導力の育成と意欲の向上を図る。	令和7年度初任者 ※初任者拠点校指導教員も参加	4月3日(木)
				5月27日(火)
				7月24日(木)
				8月19日(火)
				2月17日(火)

(3) 先生のための寺子屋講座 (希望研修)

No.	講座名	趣旨	対象	期日
1	ゲーム・スマホ依存から子どもを守る！	今日的な教育課題に対応するとともに、学級経営や教科等の指導に即いさせる実践的な研修を通して、実践意欲及び指導力の向上を図る。	教職員(希望制)	6月7日(土)
2	読みのスイッチ(教材を読む視点)を働かせた国語の授業づくり			6月7日(土)
3	自由進度学習のはじめかた			6月14日(土)
4	愛着障害の理解と支援<支援続編>			6月14日(土)
5	I C T×インクルーシブ教育 ～ 誰一人取り残されない社会の実現に向けて ～			6月21日(土)
6	学級経営と気になる子どもへの支援			6月28日(土)
7	G I G Aスクール端末操作研修～基礎編～			8月1日(金)

	講座名	趣旨	対象	期日
8	こどものために教師ができること ～こどもが夢中になる算数の授業づくり～	今日的な教育課題に対応するとともに、学級経営や教科等の指導に即生かせる実践的な研修を通して、実践意欲及び指導力の向上を図る。	教職員(希望制)	8月22日(金)
9	心の健康～自尊感情を高める方法～			9月6日(土)
10	特別支援教育の視点を通常学級へ ～学びの多様性を拓く教師のスキル～			9月6日(土)
11	なぜ朝ごはんを食べないといけないの？ ～生活習慣から学習について考える～			9月13日(土)
12	楽しもう！思わずやりたくなる！理科実験			9月20日(土)
13	『こどもまんなか』の学校づくり ～保護者との連携を通して～			11月8日(土)
14	あつぎ郷土博物館と周辺地域めぐり			11月8日(土)
15	多様な動きを引き出す準備運動とマット運動の指導法			11月15日(土)
16	こどものSOSの聴き方・受け止め方			11月29日(土)

(4) 教育研究発表会・教育講演会

No.	名称	趣旨	対象	期日
1	教育研究発表会・教育講演会	教育研究発表会・教育講演会を通して、教育研究所における教育調査研究の内容や教育の新しい動向、今日的課題に対する理解を深め、指導力の向上を図る。	小・中学校教職員 教育関係者 P T A等	8月6日(水)

(5) その他

No.	名称	趣旨	対象	期日
1	新規臨時的任用職員(教員)研修	教師としての心構えや教育実践上の基本的な事項に関する研修を実施し、指導力の育成と意欲向上を図る。	次に該当する者 ①令和7年度に新規採用された 臨時的任用職員(教員) ②令和6年度に新規採用された 臨時的任用職員(教員)のうち、 未受講の者	8月19日(火) 2月17日(火)

3 青少年教育相談センター

(1) 連絡会議・研究会

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	不登校対策推進実践連絡会議	不登校の未然防止と不登校の状態に応じた適切な対応や指導、より効果的な支援の在り方等について、実践・研究を推進するために連絡会議を実施し、その成果を全小・中学校の不登校対策の実践に役立てる。	教育相談コーディネーター	4月25日（金）
				2月3日（火）
2	教育相談コーディネーター連絡会議	教育相談の理論や方法、学校内外の人や関係機関との連携についての研修を通して、担当者としての資質の向上及び教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。	教育相談コーディネーター	4月25日（金）
				8月21日（木）
				10月28日（火）
				2月3日（火）
3	課題改善ケース研究会	学校生活に課題を抱えている児童・生徒の理解と効果的な対処の仕方について、具体的事例を通して研究することにより、支援者の分析力・実践力の向上や学校の支援体制の充実に役立てる。	教育相談コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭等 ※原則として隔年で18校ずつ実施	6月17日（火）
				2回目は2学期以降、各学校における校内ケース会議として実施
4	こころスマイル支援員連絡会議	児童・生徒への支援体制の充実を図るため、こころスマイル支援員としての役割や、学校生活への適応に課題を抱えた児童・生徒に対する支援に関する研修及び情報交換等を行う。	こころスマイル支援員	4月3日（木）
				8月21日（木）
				12月18日（木）